

2018年（平成30年）3月8日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

国民健康保険の資格の取得及び喪失並びに給付に関することに係るコンピュータ処理について（答申）

2018年（平成30年）2月16日付けで諮問（第911号）された，国民健康保険の資格の取得及び喪失並びに給付に関することに係るコンピュータ処理について，次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると，本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は，次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

2015年（平成27年）5月29日に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第31号）が公布され，この改正により，平成30年度から都道府県と県内市町村が国民健康保険（以下「国保」という。）の保険者を共同で行い，都道府県が財政運営の責任主体となり，安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等，国保運営の中心的な役割を担い，制度の安定化を図る一方で，市町村は引き続き，住民に身近な業務である，資格管理，保険給付，保険料率の決定，賦課・徴収，特定健診等の保健事業などを行うこととなる。

この新たな国保制度においては，都道府県も国保の保険者になることから，被保険者が同一都道府県内で市町村間転居した場合には，資格の喪失・取得が発生しないこととなり，また，転居後も世帯の継続性が認められる場合には，転出地市町村での高額療養費の該当回数を転入地市町村に引き継ぎを行うこととなる。

こうした都道府県単位での資格や高額療養費の管理に対応するため，国が「国保情報集約システム」（以下「集約システム」という。）を開発し，都道府県に

配布される。

集約システムの管理運用については、国民健康保険法第113条の3の規定に基づき、神奈川県と県内全市町村が共同で神奈川県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）に委託し、市町村は集約システムと資格情報などの情報連携を行うこととなる。

このことから、平成30年度以降、集約システムによる新たなコンピュータ処理を行う必要があることから、条例第18条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会（以下「審議会」という。）に諮り、意見を求めるものである。

なお、委託先となる国保連合会への国保給付事務を行うために必要な資格情報等の提供については、審議会答申第80号において承認を得ており、現在、国保連合会が運用している国保総合システムに対して、被保険者の資格情報等（被保険者マスタ）の提供を月次で行っている。

(2) コンピュータ処理について

ア 集約システムの機能

(ア) 資格継続業務

都道府県も国保の保険者になることに伴い、被保険者が都道府県の区域内に住所を有する限り、資格喪失しない（被用者保険加入など国民健康保険法第6条の適用除外に該当する場合は除く。）こととなるため、市町村ごとの資格異動情報を都道府県単位に集約し、管理する機能。

市町村から資格異動のあった被保険者に係る資格情報を受信し、データチェックの上、システムに取り込む。

また、同一都道府県内市町村間転居時における転出地市町村の国保適用終了年月日と転入地市町村の国保適用開始年月日の空白期間及び重複期間のチェックを行うとともに、国保資格取得年月日・国保資格喪失年月日の引き継ぎを行う。

(イ) 世帯継続判定業務

高額該当情報を引き継ぐ世帯の継続性を判定するための候補世帯を抽出し、継続する世帯を確定する機能。

都道府県単位に集約した資格情報を基に、高額該当情報を引き継ぐ世帯の継続性を判定するための候補世帯を抽出する。抽出結果を基に転入地の市町村が、オンライン処理にて継続する世帯を確定する。

(ウ) 高額該当回数の引継ぎ業務

市町村ごとの高額該当情報を都道府県単位に集約し、管理する機能。

高額療養費算定の委託を受けた国保連合会（国保総合システム）が管理する平成30年4月診療分からの高額該当情報を受信し、世帯の継続性が認められた転出地市町村の高額該当情報を転入地市町村に引き継ぎ、国保総合システムへデータ連携する。

イ 集約システムとの情報連携

(ア) 集約システムへのファイル送信

本市国保システムで作成する、「資格情報（世帯）ファイル」、「資格情報（個人）ファイル」の2ファイルを日次で、「世帯所得区分情報ファイル」

の1ファイルを年次及び随時で、保険年金課に設置されている国保総合システム用端末から、集約システムへアップロードする。

(イ) 集約システムからのファイル受信

集約システムから提供される「国保資格取得喪失年月日連携ファイル」，「市町村被保険者 ID 連携ファイル」の2ファイルを日次で、国保総合システム用端末でダウンロードし、本市国保システムに取り込む。

(3) コンピュータ処理をする必要性

平成30年度からの新たな国保制度では、都道府県も国保の保険者になることに伴い、都道府県単位で資格、高額療養費の管理を行う仕組みとなることから、同一都道府県内で市町村間転居した被保険者の転出地市町村での情報が必要となるとともに、被保険者の情報を転入地市町村へ引き継ぐ必要がある。

平成28年度実績で、本市の国保被保険者の転出による喪失は年間3,192件、転入による加入は年間3,842件あり、引継ぎの作業を個別の加入者ごとに手作業で行うことは膨大な時間を要しながら、確認漏れの可能性を排除できない極めて非効率的な処理となる。

以上のことから、当該事務においては集約システムを用いたコンピュータ処理により、適正、迅速、効率的に処理を行うことが必要であると考える。

(4) コンピュータ処理について

ア 資格情報（世帯）ファイル（市町村→集約システム）

国保加入世帯の被保険者証番号，世帯番号，世帯主氏名，住所，国保適用開始（年月日・届出日・事由），国保適用終了（年月日・届出日・事由），国保適用変更（年月日・届出日・事由），世帯主宛名番号，世帯主区分

イ 資格情報（個人）ファイル（市町村→集約システム）

国保加入者の被保険者証番号，世帯番号，宛名番号，個人番号（マイナンバー），市町村被保険者ID，氏名，通称名，生年月日，性別，続柄，住所，住基コード（転入前・転出先），国保適用開始（年月日・届出日・事由），国保適用終了（年月日・届出日・事由），国保適用変更（年月日・届出日・事由），保険証情報（証区分・交付日・有効期限・回収日），高齢受給者証情報（交付日・有効期限・負担割合・回収日），各種証情報

ウ 世帯所得区分情報ファイル（市町村→集約システム）

国保加入世帯の被保険者証番号，世帯番号，所得区分，高齢所得区分

エ 国保資格取得喪失年月日連携ファイル（集約システム→市町村）

被保険者証番号，世帯番号，宛名番号，国保資格取得（年月日・届出日・事由），国保資格喪失（年月日・届出日・事由）

オ 市町村被保険者ID連携ファイル（集約システム→市町村）

被保険者証番号，世帯番号，宛名番号，市町村被保険者ID

※ 今回のコンピュータ処理する個人情報のうち、集約システムの開始により新たに国保連合会に提供する項目は、個人番号（マイナンバー）及び市町村被保険者IDの2項目になる。

(5) 機器構成

集約システムは、国保連合会に設置される集約システムサーバ群と、市区町村

に設置される国保総合システム用端末及び専用回線を利用した保険者ネットワークで構成され、本市国保システムとの情報連携は、電子記録媒体を使用している。（詳細は「国保情報集約システム 機器構成イメージ図」のとおり。）

※ 現在、国保連合会において、レセプト点検業務等給付事業の電算処理を目的とした国保総合システムが運用されており、集約システムは、この国保総合システムで使用している保険者ネットワークと、市町村側に配布されている端末を活用した構成となる。

(6) 安全対策

ア ネットワークのセキュリティ

集約システムにおけるネットワーク環境は、専用回線を使用し、インターネット接続環境と完全に分離されており、通信には、認証・通信内容の暗号化を実施する。

また、ウィルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保されている。

イ サーバ室のセキュリティ

国保連合会で運用管理している集約システムのサーバは、データセンターに設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視及び施錠管理を行う。

ウ 端末のセキュリティ

(ア) データ管理

保険年金課と集約システムとで情報を連携する場合、端末上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後には自動で削除される。

また、情報はサーバにのみ保存され、端末に保存されることはなく、端末から集約システムの個人情報进行操作することはできない仕組みとなっている。

(イ) 利用者の制限

職員単位の利用権限設定が可能なため、保険年金課職員のうち実務を行う職員にのみ利用権限を与えることにより、利用者に制限を設ける。

また、ユーザ認証については、システムログイン時、ID、パスワードに加え、生体認証を組み合わせた二要素認証を実施することにより、不正使用を防止する。

(ウ) 利用状況（ログ）の記録

端末へのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的に記録の内容が確認され、不正な運用が行われていないかが点検される。

(エ) 盗難防止

端末にはセキュリティワイヤーロックで什器等と繋ぐことにより、端末の持ち出し及び盗難を防止する。

(オ) ウィルス対策

端末には、ウィルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの適時更新を行い、また、OS及びミドルウェアについて、必要なセキュリティパ

ツチの適用を随時にできるだけ速やかに行う。

エ 電子記録媒体のセキュリティ

集約システムとの情報連携に使用する電子記録媒体は、IT推進課で許可を得た、記録した情報がパスワードで保護され、自動的に暗号化されるUSB(1本)を使用する。

また、電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定し、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。

記録した情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。

オ その他

個人情報の取り扱いについては、条例、藤沢市セキュリティポリシー<基本方針>、藤沢市コンピュータシステム管理運営規程及びデータの保護及び秘密の保持等に関する仕様書を遵守し、個人情報の保護及び安全の確保に努める。

(7) 実施時期

2018年(平成30年)4月1日

※ 集約システムへのデータセットアップは、3月中旬を予定。

- ・ 資格情報(世帯)ファイル 約13万件(平成24年度以降加入世帯のデータ)
- ・ 資格情報(個人)ファイル 約29万件(平成24年度以降加入者のデータ)
- ・ 世帯所得区分情報ファイル 約42万件(平成24年度から平成29年度までのデータ)

(参考) 藤沢市国保加入世帯・被保険者数(1月末時点)

・・・ 57,218世帯, 91,060人

(8) 添付書類

ア 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律による改正後の国民健康保険法(抜粋)

イ 藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第80号

ウ 国保情報集約システム 機器構成イメージ図

エ 国保被保険者資格情報及び給付情報の管理業務の実施に係る委託契約書(案)

オ 個人情報取扱事務届出書

カ 厚生労働省「標準事務処理システム全国説明会資料(抜粋)」

キ 法第113条の3により委託することができる厚生労働省令で定める事務

3 審議会の判断理由

当審議会は、コンピュータ処理を行うことについて、次に述べる理由により審議会の結論のとおり判断をするものである。

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

平成30年度から都道府県も国保の保険者になることに伴い、都道府県単位で

資格、高額療養費の管理を行う仕組みとなることから、同一都道府県内で市町村間転居した被保険者の転出地市町村での情報が必要となるとともに、被保険者の情報を転入地市町村へ引き継ぐ必要がある。また、平成28年度実績で、本市の国保被保険者の転出による喪失は年間3,192件、転入による加入は年間3,842件あり、引継ぎの作業を個別の加入者ごとに手作業で行うことは膨大な時間を要しながら、確認漏れの可能性を排除できない極めて非効率的な処理となることから、コンピュータ処理が必要となる。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

(2) 安全対策について

実施機関が、2説明要旨(6)安全対策ア、イ、ウ(ア)から(オ)まで、エ及びオに示す安全対策は、次のとおりである。

ア ネットワークへの不正アクセスを防止するための措置 ア

イ ネットワークからの情報流出を防止するための措置 ア

ウ ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置 ア及びウ
(オ)

エ 必要最小限の従事者以外の者によるデータの外部への持出しを防止するための措置 ウ(イ)

オ 情報の漏えい及び改ざんを防止するための措置 ウ(ア)

カ データ媒体の紛失を防ぐための措置 エ

キ その他受託者の安全対策を高めるための措置 イ及びウ(ウ)

ク 日常的な安全対策 ウ(エ)及びオ

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上